

森林整備保全事業、自然公園等施設整備事業、災害緩衝林整備事業及び土砂・流木緊急除去事業の設計積算（業務委託）に係る端数処理の取り扱いについて

三重県が発注する森林整備保全事業、自然公園等施設整備事業、災害緩衝林整備事業及び土砂・流木緊急除去事業の業務委託における業務価格の算出では、下記の端数処理を行います。

記

1. 端数処理の取扱い

- ① 細別ごとの金額は、円未満は切り捨てる。
 ② 1次単価表以降の単位当たり単価（合計金額÷単位数量）は、以下のとおりとする。なお、金額は（数量×単価）は、円未満切り捨てる。

| | |
|--|-----------------|
| 測量業務（測量作業費） 地質調査業務（一般調査業務） 計画作成等業務（その他経費） | 有効数字4桁（5桁目切り捨て） |
| 測量業務（測量調査費） 地質調査業務（解析等調査業務） 計画作成等業務（その他経費以外） 設計業務 | 円未満切り捨て |

- ③ 内訳書のコレ金額（数量×単価）は、円未満切り捨てる。
 ④ 機械損料及び労務費、材料費を補正する場合は以下のとおりとする。

| | |
|------|------------------|
| 機械損料 | 有効数字3桁（4桁目を四捨五入） |
| 労務費 | 円未満切り捨て |
| 材料 | 小数第2位まで（3位切り捨て） |

- ⑤ 諸雑費の率計上は、円未満切り捨てる。
 ⑥ 安全費は、円未満切り捨てる。
 ⑦ 電子成果品作成費のコレ金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 ⑧ 業務価格は、1,000円単位とする。
 ⑨ 測量業務（測量作業費）、地質調査業務（一般調査業務）及び計画作成業務（その他経費）における業務価格の調整は、諸経費で行うものとし、算出された諸経費の計算額より、端数処理前の業務価格の1,000円未満のコレ金額を除いた金額を計上する。
 ⑩ 測量業務（測量調査費）、地質調査業務（解析等調査業務）、計画作成業務（その他経費以外）及び設計業務においては、その他原価を円未満切り捨てて計上する。業務価格の調整は一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費の計算額より、端数処理前の業務価格の1,000円未満のコレ金額を除いた金額を計上する。

なお、その他原価及び一般管理費の経費を算出する際の係数は $(\alpha / (1 - \alpha))$ などの端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

2. 歩掛に補正を行う場合の取扱い

歩掛に補正を行う場合の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第2位までとし、小数第3位以下を四捨五入する。

3. 適用基準

上記取扱いは以下の基準に適用する。

- ・ 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領
- ・ 調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領
- ・ 森林整備保全事業（治山事業）の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の運用
- ・ 調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の運用
- ・ 森林整備保全事業（民有林林道事業）の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の運用
- ・ 設計業務等標準積算基準書（自然公園編）

3. 適用日

令和4年1月4日以降公告にかかるものとする。